

保護者による宗教の信仰等に起因する児童虐待に関する調査研究報告書についての声明

2024年4月26日、こども家庭庁は、保護者による宗教の信仰等に起因する児童虐待に関する調査研究報告書を公表しました。

調査において、全国の児童相談所や自治体を対象に行われたアンケート調査では、布教活動を含めた宗教活動の強制、自由な意思決定の阻害、学校行事などの制限、鞭で打たれるなどの体罰、アルバイト代や奨学金の搾取、宗教活動等に金銭を使い込んでしまうことによる貧困、就職や進学などの制限、医師が必要と判断した治療をしてもらえない、性的な表現を含んだ資料を見せられるなどの児童虐待について、いずれも対応した事例が確認されました。

これらは当団体が宗教2世の被害として訴えてきたものと同様の内容であり、今般の調査が最近の事例に限定して行われたことを踏まえれば、宗教2世問題が過去の問題ではなく、むしろ一部の宗教団体を中心に、今なお子どもへの人権侵害が連綿と引き継がれている証左と考えられます。

医療機関を対象に行われた医療ネグレクトに関する調査では、13歳の子どもが死亡した事例を含め、過去3年間においても、子どもの命が奪われる最悪の医療ネグレクトが発生している実態が明らかとなりました。また、妊婦の輸血拒否が想定される事例では、胎児に人権が存在するか、対応が困難であったとの報告もあります。医療ネグレクトは子どもの生命や健康に直結する卑劣な行為であり、40年近く前から輸血拒否により子どもが死亡した事例が明らかとなっていたにも関わらず、国による十分な対策が行われてこなかった事実は残念でなりません。国は医療ネグレクトを防止し、胎児を含め、全ての子どもが適切な医療を受けることができる体制を早急に整備しなければなりません。

報告書では、専用の相談窓口・支援機関の整備や、「宗教」というキーワードの入った相談窓口の周知に加え、進学や就職、自立して生活するための支援等、子どもの自立をサポートする制度や仕組みの充実が必要である旨の提言がなされました。これらの施策について、国は十分な予算措置を講じたうえで、速やかに実施する必要があります。特に、宗教2世を対象に行われたヒアリング調査においても、自立や進学に向けた支援を望む声が多く寄せられたことから、安心して宗教団体や家族から離れられる制度を速やかに構築する必要があります。

報告書において宗教2世への支援が提言されたことは一定程度評価できるものの、提言では宗教2世問題が生み出され放置されるままとなった背景にある法の不備や、宗務行政の在り方には全く踏み込んでおらず、仮に提言された施策が全て実行されたとしても、根本的な問題の解決に繋がるとは言い難いものです。児童相談所のなかには、宗教の信仰等に起因する児童虐待に、児童相談所が個別に対応することは困難だとして、宗教法人法や刑法の改正を含めた法整備を求める意見もあります。宗教2世からも、法制度の見直し等、根本的な解決を求める意見が多くあったとあります。

当団体は国に対し、宗教2世問題の根本的な解決に向け、宗教2世への支援と合わせて、宗教団体による組織的な児童虐待を防止し、国が介入する制度の構築に向け、有識者や当事者らによる検討会を立ち上げるなど、具体的かつ効果的な取り組みを速やかに進めることを強く望みます。

2024年4月26日

宗教2世問題ネットワーク